

プラスチックごみ削減の推進に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、「戸田市版プラスチック・スマートアクション」に基づき、プラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、市・市民・事業者との連携による取組を広げていくことでプラスチックごみの削減を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) マイボトル型給水機の設置及びマイボトル型給水機を活用した取組に関すること。
- (2) 市・市民・事業者との連携による使い捨てプラスチック製品の使用抑制及びプラスチックごみ削減に向けた取組に関すること。
- (3) 前2号の啓発事業の実施に関すること。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定められたものをいう。）の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に他の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。有効期間終了後も、同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議を行い、双方が合意の上、その変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年4月30日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から協定更新の申し出があった場合には、費用負担等について甲及び乙が協議の上、合意した

場合に限り本協定の有効期間を更新することができるものとする。

（その他）

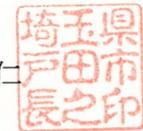
第6条 本協定に定めのない事項及び内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月22日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市
戸田市長 菅原文仁



埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目463番地

乙 ウォータースタンド株式会社
代表取締役 本多均

